

株式会社三十三銀行が実施する 有限会社 YK トランスに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社三十三銀行が実施する有限会社 YK トランスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 10 月 30 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社 YK トランスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社三十三銀行（「三十三銀行」）が有限会社 YK トランス（「YK トランス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研（「三十三総研」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、YK トランスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、YK トランスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

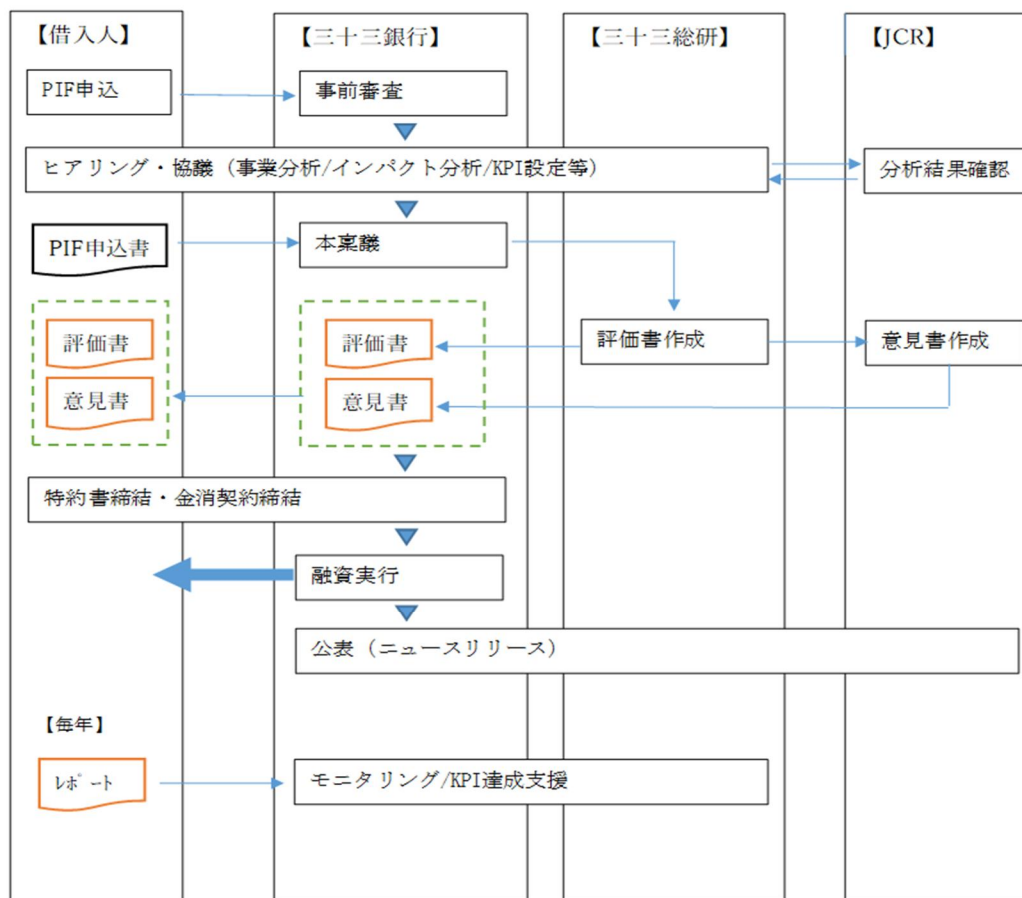
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：三十三銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評価書を通して三十三銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である YK トランスから貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

佐藤 大介

佐藤 大介



JCR Sustainable PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：有限会社 YKトランス

2026 年 10 月 30 日
株式会社三十三総研

三十三総研は、株式会社三十三銀行が、有限会社 YK トランスに対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、有限会社 YK トランスの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則(PIF 原則)」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク(モデル・フレームワーク)」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業※¹に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 有限会社 YK トランスの概要.....	2
2-1. 基本情報	
2-2. 大切にしている考え方等	
2-3. 事業内容	
3. サステナビリティに関する活動	8
4. 包括的インパクト分析.....	13
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI(重要業績評価指標)と SDGs との関連性.....	16
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理体制.....	22
7. モニタリング	22
8. 総合評価	22

※本評価書における出典にかかる記載のない写真・図等については、同社のウェブサイトから引用。

1. 評価対象の概要

企業名	有限会社 YKトランス
借入金額	50,000,000 円
資金使途	運転資金
契約日及び返済期限	2026 年 10 月 30 日 ～ 2031 年 10 月 31 日

2. 有限会社 YKトランスの概要

2-1. 基本情報

企業名	有限会社 YKトランス
代表取締役社長	河野 恭寛
所在地	愛知県豊明市栄町姥子 136 ファインリーフ 102
設立年月	1989 年 10 月
資本金	1,000 万円
従業員数	60 名 (2026 年 7 月時点)
事業内容	・一般貨物自動車運送事業 ・産業廃棄物収集運搬業
事業拠点	・車庫 愛知県豊明市沓掛町陣田 38 番 1 (1,000 坪) 愛知県豊明市沓掛町陣田 32 番 1 (800 坪)
沿革	1989 年 10 月 愛知県刈谷市に有限会社西上商店 設立 運送業を開始 2012 年 一般貨物自動車運送事業許可取得 資本金 1,000 万円に増資 2015 年 産業廃棄物収集運搬業許可取得

		豊明営業所開設
	2019 年	有限会社 YK トランスに商号変更
		代表取締役 河野恭寛(現社長)就任
	2020 年	愛知県豊明市に本店移転

2-2. 大切にしている考え方等

(1) 大切にしている考え方

挑戦 温故知新 スピード 運送の質 情報の価値

(2) 代表挨拶

我々は、昨今の物流業界を取り巻く環境の変化にいち早く適応し、安全・安心かつ低コストでの輸送を実現してまいりました。

「ドライバー不足」「エネルギー資源高騰」「2024 年問題」など物流の冬はこれからも続くでしょう。

それらを解決すべく、「トレーラー」という「大量輸送を叶える実用性のある車両」にフォーカスし、お客様のニーズに最大限にお応えしてきた実績があります。

これからも、弊社は真面目に謙虚に真摯に物流に取り組んでまいります。

そして、その行動が結果としてお客様の運送コスト削減と安全輸送の一役を担うことができたならば幸甚です。

代表取締役社長 河野恭寛



2-3. 事業内容

有限会社 YKトランス(以下、「同社」)は、1989 年に愛知県豊明市にて設立され、産業廃棄物収集運搬業を中心に、顧客の要望に応える各種事業を展開している。具体的には、産業廃棄物収集運搬事業、一般貨物自動車運送業を営んでおり、顧客の運送コスト削減と輸送の効率化を実現している。同社の詳細な事業内容は以下の通り。

産業廃棄物収集運搬

汚泥や建設系混合廃棄物、埋設系廃棄物を中心に中間処理場に運搬している。加えて、廃プラスチックや金属シュレッダー(自動車破碎物)などの廃棄物を中間処理場に運搬しているほか、中間処理場から排出される管理型廃棄物(埋立)を収集し、最終処分場へ運搬する業務も行っている。尚、愛知県、三重県のほか東京都、福井県、京都府など全国 15 の都府県で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している。



収集運搬の様子

＜産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している都府県＞

関東	北陸	東海	近畿	中国
東京都	富山県	三重県	滋賀県	広島県
千葉県	福井県	愛知県	京都府	岡山県
		岐阜県	兵庫県	山口県
		静岡県	和歌山県	

製品運搬

砂・砂利などのセメント骨材を生コンプラントに納入。路盤材を駐車場・道路工事現場に運搬しているほか、木材チップや RPF(固定燃料)などのリサイクル材を製紙会社・バイオマス発電所に納入している。



製品運搬の様子

構内作業請負

大手製鉄所構内で重機やダンプを用いて製鋼の原料となるコークス・石炭・鉄鉱石などの輸送請負を実施。重機はバックホウを使用。積み込みから荷卸し、集積まで一括して請け負っている。



バックホウ

タイヤ交換

大型車のタイヤをタイヤチェンジャーを使用して手頃な価格で交換している。タイヤは同社が用意したものを割安に提供し、脱着、交換している。特別な教育を受けた作業員が安全に適正に作業している。



タイヤチェンジャー

有限会社 YKトランスの強み

強み① 産業廃棄物収集運搬業許可を広域に取得しており幅広い運搬ニーズに応えてきた実績があります

- ・15 の行政にて許可取得。

強み② トレーラーによる大量輸送

- ・トレーラーダンプ(約 20 m²)・スライドデッキコンテナ車(70 m²)にて効率よく大量輸送することでお客様にかかる運送コストの削減と工期短縮を実現しました。

強み③ 高品質・安全輸送

- ・G マーク(安全性優良事業所)に認定されました。
- ・徹底した教育を受けた若いドライバーが多数在籍(平均年齢 42 歳)。
- ・全ての車両が新しい年式のため故障が少なく確実に運搬します。

3. サステナビリティに関する活動

【大型車や DX 機材を活用した効率的な輸送の実現】

同社はトレーラーダンプやスライドデッキコンテナ車といった大型車両（最大積載量 6.5t以上）を積極的に活用し、効率的な大量輸送体制を構築している。これにより、限られた人材と時間の中でより多くの貨物を運ぶことが可能となり、顧客企業が負担する輸送コストの削減や工期の短縮を実現し、地域経済を支える安定した物流基盤を提供している。また、今後はデジタルタコグラフの導入や導入後のデータ活用、燃費の良いトレーラーの導入などを実現することで燃費改善を通じた輸送コストの削減や労働災害事故防止に努めていく。

<収集運搬車両一覧>

車種	台数(台)	最大積載量	全長
トレーラーダンプ	13	27.2t～29.6t	12m
コンテナトレーラー	6	28.5t	16.6m
大型ダンプ車	33	9.1t～11.3t	7.7m～9m
大型ウイング車	2	13.9t	12m

<トレーラーダンプ>



<コンテナトレーラー(スライドデッキ車)>



<大型ダンプ車>



＜大型ウイング車＞



【広域な産業廃棄物収集運搬ネットワークの提供】

愛知県、三重県など東海地方を中心に関東、北陸、近畿、中国地方まで合計 15 都府県において産業廃棄物運搬業の許可を取得しており、幅広い地域とニーズに応える運搬ネットワークを構築している。再利用率約 80%の汚泥や建設系混合廃棄物などを確実に安全に中間・最終処分場へ運ぶことで、適正な廃棄物処理のサイクルを回す役割を担っている。

【安全管理の徹底】

同社は自社マニュアルによる安全確認手順の徹底や事故動画の共有などを通じて事故の削減に努めている。また、従業員の現場の安全にかかる知識を向上させるため、安全対策会議を年に2回実施しているほか、交通安全意識の向上を図るため、定期的に社内安全運転研修を実施している。具体的な内容としては、ながら運転の禁止や適切な車間距離の設定といった事故防止施策の確認、タイヤチェックや燃料ホース類の油漏れ確認など車両点検

安全対策会議の様子



時における注意点の確認などを行っている。そのような取り組みの結果、「安全性に対する法令の遵守状況」や「事故や違反の状況」、「安全性に対する取組の積極性」の3つのテーマに設けられた評価項目を基に 100 点中 80 点以上の評価など全ての認定要件をクリアした事業所が認定

される「安全性優良事業所」に認定されている。また認定された後も2～4年毎に更新審査を受審しており、継続的な安全性の確保に注力している。

【女性従業員の積極的な採用】

医療事務など全く異なる業種から転職を希望する女性も積極的に採用している。女性専用の設備の整備や個々のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を相談できる体制の構築を行うことで女性も安心して長く働ける環境の整備を推進している。

【資格取得の推進】

従業員の専門性を高めるため、大型免許、または牽引第一種免許など、業務に必要な資格取得について、費用を全額会社負担とし、従業員の成長を万全にサポートする体制をとっている。こうした取り組みは、従業員のキャリアアップやモチベーションの向上につながっており、従業員同士が互いに支えあいながら成長できる環境の創出につながっている。今後、運送業務関連の資格を保有する従業員数を増加させていく計画である。2026年7月時点の同社の従業員が保有している資格は以下の通り。

資格保有者一覧(2026年7月時点)

資格名	人数	資格名	人数
大型免許	45 名	牽引第一種免許	16 名

【ワークライフバランスの推進】

ワークライフバランス推進の観点から、時間外労働の削減及び有給休暇の取得について全従業員が法令を遵守している。時間外労働時間の削減に関しては配車計画の見直しや荷待ち時間の削減に向けた工夫を凝らしている。また、年齢や経験の差を超えて洗車や車両の簡単な修理を協力して行う風土が根付いており、労働時間の平準化にもつながっている。

今後は、従業員に対して有給取得の推奨の徹底や計画的連続休暇取得の推進を通じて有給休暇の取得率のさらなる向上に取り組む方針である。

このような取り組みを通じて、経済産業省が定める「健康経営優良法人」の認定や厚生労働省が定める「えるぼし(女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業が認定される制度)」の認定取得を目指していく。

【業種平均以上の賃金支給】

同社は、従業員の働きに応じて適切に給与を支給しており、従業員1人当たりの平均給与は、厚生労働省の「令和6年賃金構造基本調査」にて公表されている同業他社の平均賃金と比較しても高水準である。今後も、従業員それぞれのモチベーションの向上に資する為、こうした方針を維持していく方針である。

【環境負荷の低減】

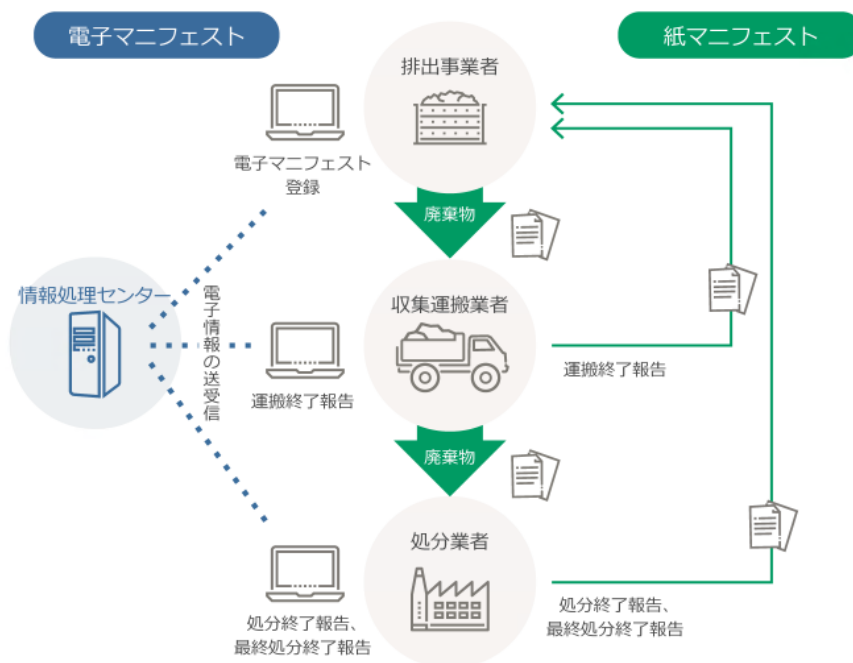
(1) LED化の推進

同社の事務所等の照明器具については、既にLED化が進展している。2026年7月時点で50%となっており、今後はさらなるLED化を推進することでCO2の排出量低減に寄与していく。

(2) 電子マニフェストの導入

マニフェストシステムとは、産業廃棄物の処理業者がその廃棄物が適正に処理されたことを確認するため産業廃棄物法で定められた制度である。同社は2021年に電子マニフェストを導入し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする体制を整えることで、ペーパーレス化の促進に寄与している。

電子マニフェストと紙マニフェストの比較



(3) 環境配慮型車両の導入

環境負荷軽減の一環として、社用車をHVなどの環境に配慮した車両へ切り替えている。2026年9月現在、保有車両54台すべてが最新の排出ガス規制に適合しており、高い燃費性能を有しているほか、窒素酸化物(NOx)などの有害物質の排出量を抑制している。

4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。各インパクトエリア内に該当したインパクトトピックの事業ごとの内訳は別表の通り。

4-1. 包括的インパクト分析

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 3811 非有害物質の収集 4923 陸路による貨物輸送			デフォルト (全業種合算)		修正項目		包括(全体)	
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の 安全保障	紛争						
		現代奴隷						
		児童労働						
		データプライバシー						
		自然災害		●				●
	健康および安全性	-		●				●
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	●		×			
		食料						
		エネルギー						
		住居						
		健康と衛生	●		×			
		教育			○		●	
		移動手段	●				●	
		情報						
		コネクティビティ						
		文化と伝統	●		×			
		ファイナンス						
	生計	雇用	●				●	
		賃金	●	●		×	●	
		社会的保護		●				●
	平等と正義	ジェンダー平等				○		●
		民族・人種平等						
		年齢差別						
		その他の社会的弱者						
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄	●		×			
	インフラ	-						
自然環境	経済収束	-						
	気候の安定性	-		●				●
	生物多様性と 生態系	水域	●	●	×	×		
		大気	●	●	×			●
		土壌	●	●	×	×		
		生物種	●	●	×	×		
		生息地	●	●	×	×		
	サーキュラリティ	資源強度	●	●			●	●
		廃棄物	●	●			●	●

(別表)

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 3811 非有害物質の収集 4923 陸路による貨物輸送			3811 非有害物質の収集		4923 陸路による貨物輸送		デフォルト (全業種合算)	
			メイン業種		サブ業種①			
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の 安全保障	紛争						
		現代奴隷						
		児童労働						
		データプライバシー						
		自然災害				●		●
	健康および安全性	－		●		●		●
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	●				●	
		食料						
		エネルギー						
		住居						
		健康と衛生	●				●	
		教育						
		移動手段			●		●	
		情報						
		コネクティビティ						
		文化と伝統	●				●	
	ファイナンス							
	生計	雇用	●		●		●	
		賃金	●	●	●		●	●
		社会的保護		●		●		●
平等と正義	ジェンダー平等							
	民族・人種平等							
	年齢差別							
	その他の社会的弱者							
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄	●		●		●	
	インフラ	－						
経済収束	－							
自然環境	気候の安定性	－		●		●		●
	生物多様性と 生態系	水域	●	●			●	●
		大気	●	●		●	●	●
		土壌	●			●	●	●
		生物種	●			●	●	●
		生息地	●			●	●	●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●		●	●	●
		廃棄物	●	●		●	●	●

4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
追加	ポジティブ	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	業務に必要な資格取得のサポートを行っているため。
	ネガティブ	社会	平等と正義	ジェンダー平等	女性従業員の雇用促進を行っているため。
削除	ポジティブ	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	きれいな水へのアクセスを後押しするような事業を行っていないため。
				健康と衛生	事業内容が健康と衛生を向上させるものでないため。
				文化と伝統	文化遺産の保存に関する業務を行っていないため。
		社会経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	零細・中小企業に対して、影響を与える事業活動を行っていないため。
		自然環境	生物多様性と生態系	水域	事業内容が水域、大気、土壌、生物種、生息地の保全に貢献するものではないため。
				大気	
				土壌	
				生物種	
	ネガティブ	社会	生計	賃金	周辺の相場と比較しても適切な賃金を支給しているため。また、賃金の支給が不規則でないため。
				水域	
				土壌	
				生物種	
		自然環境	生物多様性と生態系	生息地	事業活動を通じて発生する排水は極めて限定的であることに加え、関連法規に基づき適切に管理されているため。同社の事業は土壌、生物種、生息地に悪影響を与える事業を行っていないため。
				土壌	
				生物種	
				生息地	

5. KPI(重要業績評価指標)とSDGs との関連性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下、PI)・ネガティブ・インパクト(以下、NI)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する。(KPI を設定しない項目を含む)

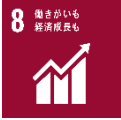
5-1.KPI 設定項目

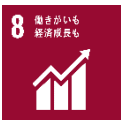
特定活動	大型車や DX 機材を活用した効率的な輸送の実現		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	移動手段
	NI の低減	自然環境	気候の安定性
KPI	・2031 年までにデジタルタコグラフの導入およびデータ活用を通じた効率的な輸送を実現することで大型車(最大積載量 6.5t以上)の平均燃費を 3.5km/ℓにする。(2026 年7月時点:3.0km/ℓ)		
取組 施策等	・同社はトレーラーダンプやスライドデッキコンテナ車といった大型車両(最大積載量 6.5t以上)を積極的に活用し、効率的な大量輸送体制を構築している。これにより、限られた人材と時間の中でより多くの貨物を運ぶことが可能となり、顧客企業が負担する輸送コストの削減や工期の短縮を実現し、地域経済を支える安定した物流基盤を提供している。また、今後はデジタルタコグラフの導入や導入後のデータ活用、燃費の良いトレーラーの導入などを実現することで燃費改善を通じた輸送コストの削減や労働災害事故防止に努めていく。		
関連する SDGs	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。		

	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
--	---	---

特定活動	広域な産業廃棄物収集運搬ネットワークの提供		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	自然環境	資源強度、廃棄物
KPI	・2031 年までに年間の産業廃棄物収集運搬量を2万トンまで増加させる。 (2025 年度:1万トン)		
取組 施策等	・愛知県、三重県など東海地方を中心に関東、北陸、近畿、中国地方まで合計15 都府県において産業廃棄物運搬業の許可を取得しており、幅広い地域とニーズに応える運搬ネットワークを構築している。再利用率約 80%の汚泥や建設系混合廃棄物などを確実かつ安全に中間・最終処分場へ運ぶことで、適正な廃棄物処理のサイクルを回す役割を担っている。		
関連する SDGs	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用を達成する。		
	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		

特定活動	安全管理の徹底		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	健康および安全性
KPI	・一日以上の休業を要する労働災害事故0件を維持する。(直近3期:0件) ・2031 年まで安全性優良事業所(G マーク)の認定を維持する。		
取組 施策等	・同社は自社マニュアルによる安全確認手順の確認徹底や事故動画の共有などを通じて事故の削減に努めている。また、従業員の現場の安全にかかる知識を向上させるため、安全対策会議を年に2回実施しているほか、交通安全意識の向上を図るため、定期的に社内安全運転研修を実施している。具体的な内容としては、ながら運転の禁止や適切な車間距離の設定といった事故防止施策の確認、タイヤチェックや燃料ホース類の油漏れ確認など車両点検時における注意点の確認などを行っている。そのような取り組みの結果、「安全性に対する法令の遵守状況」や「事故や違反の状況」、「安全性に対する取組の積極性」の3つのテーマに設けられた評価項目を基に 100 点中 80 点以上の評価など全ての認定要件をクリアした事業所が認定される「安全性優良事業所」に認定されている。また認定された後も2～4年毎に更新審査があるため認定を維持するた		

	めには安全性を維持し続ける必要があり、継続的な安全性の確保に注力している。	
関連する SDGs	3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	 3 すべての人に健康と福祉を  8 働きがいも経済成長も

特定活動	ワークライフバランスの推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	社会	健康および安全性
KPI	・2031 年までに従業員の年次有給休暇取得日数を 10 日以上にする。(2025 年度:6日) ・2031 年までに月平均時間外労働時間を 40 時間にする。(2025 年度:45 時間) ・2031 年までに健康経営優良法人、えるぼしの認定を取得する。		
取組 施策等	・ワークライフバランス推進の観点から、時間外労働の削減及び有給休暇の取得について全従業員が法令を遵守している。時間外労働時間の削減に関しては配車計画の見直しや荷待ち時間の削減に向けた工夫を凝らしている。また、年齢や経験の差を超えて洗車や車両の簡単な修理を協力して行う風土が根付いており、労働時間の平準化にもつながっている。今後は、従業員に対して有給取得の推奨の徹底や計画的連続休暇取得の推進を通じて有給休暇の取得率のさらなる向上に取り組む方針である。このような取り組みを通じて、経済産業省が定める「健康経営優良法人」の認定や厚生労働省が定める「えるぼし(女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業が認定される制度)」の認定取得を目指していく。		
関連する SDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	 8 働きがいも経済成長も	

特定活動	資格取得の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	教育
	NI の低減	社会	社会的保護
KPI	・2031 年までに大型免許取得者を 55 名、牽引第一種運転免許取得者を 26 名まで増加させる。		

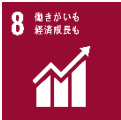
	(2026 年7月時点:大型免許取得者 45 名、牽引第一種運転免許取得者 16 名)	
取組 施策等	・従業員の専門性を高めるため、大型免許、または牽引第一種運転免許など、業務に必要な資格取得について、費用を全額会社負担とし、従業員の成長を万全にサポートする体制をとっている。こうした取り組みは、従業員のキャリアアップやモチベーションの向上につながっており、従業員同士が互いに支え合いながら成長できる環境の創出につながっている。今後、運送業務関連の資格を保有する従業員数を増加させていく計画である。	
関連する SDGs	4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	 

特定活動	女性従業員の積極的な採用		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	雇用
	NI の低減	社会	ジェンダー平等
KPI	・2031 年までに女性従業員(ドライバーを含む)割合を 30%まで増加させる。 (2026 年7月時点:21.6%)		
取組 施策等	・医療事務など全く異なる業種から転職を希望する女性も積極的に採用している。女性専用の設備の整備や個々のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を相談できる体制の構築を行うことで女性も安心して長く働ける環境の整備を推進している。		
関連する SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 10.2 2030 年までに年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	 	

特定活動	環境負荷の低減①		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	気候の安定性
KPI	・2031 年までに事業所の LED 化 100%を達成する。		

	(2026 年7月時点:50.0%)	
取組 施策等	同社の事務所等の照明器具については、既にLED化が進展している。2026 年7月時点で 50%となっており、今後はさらなる LED 化を推進することで CO2の排出量低減に寄与していく。	
関連する SDGs	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	

5-2.KPI 非設定項目

特定活動	業種平均以上の賃金支給		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	賃金
取組 施策等	・同社の従業員 1 人あたり平均給与は厚生労働省の「令和7年賃金構造基本統計調査」にて公表されている同業他社の平均賃金を上回っており、高水準であると判断できる。今後も高水準を維持する方針であり、KPIは設定しない。		
関連する SDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		

特定活動	環境負荷の低減②		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	大気、資源強度、廃棄物
取組 施策等	<p>(1)電子マニフェストの導入</p> <p>マニフェストシステムとは、産業廃棄物の処理業者がその廃棄物が適正に処理されたことを確認するため産業廃棄物法で定められた制度である。同社は2021 年に電子マニフェストを導入し、排出業者、収集運搬業者、処分業者の3 者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする体制を整えることで、ペーパーレス化の促進に寄与している。</p> <p>(2)環境配慮型車両の導入</p> <p>環境負荷軽減の一環として、社用車をHVなどの環境に配慮した車両へ切り替えている。2026 年9月現在、保有車両 54 台すべてが最新の排出ガス規制に適応しており、高い燃費性能を有しているほか、窒素酸化物(Nox)などの有害物質の排出量を抑制している。</p> <p>上記取り組みからネガティブインパクトである「大気」、「資源強度」、「廃棄物」を十分に低減していると考えられるため、KPIは設定しない。</p>		

<p>関連する SDGs</p>	<p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用を達成する。</p> <p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>15.5 自然生息地の劣化を規制し、生物多様性の損失を防止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p>	<div data-bbox="1230 248 1353 371"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div data-bbox="1230 432 1353 555"> <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>  </div>
----------------------	---	--

6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、河野恭寛代表取締役社長を最高責任者とし、河野宏平専務取締役が中心となって日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsの17のゴール・169のターゲットとの関連性について検討を行った。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間において、河野宏平専務取締役を中心にKPIの達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

最高責任者	代表取締役 河野 恭寛
管理責任者	専務取締役 河野 宏平

7. モニタリング

本件で設定したKPIの進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に1回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPIの達成を支援する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業に対するファイナンスに適用した融資である。

同社は、上記評価の結果、本件ポジティブ・インパクト・ファイナンスの成立期間を通じてポジティブな影響の強化とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に1回以上その影響を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行及び三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 研究員 古橋 健司

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066